

横浜市マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に係る要綱

制 定 建建防第4407号 平成27年3月13日（局長決裁）
最近改正 建住再第1002号 令和8年3月30日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）及び横浜市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年横浜市規則第14号。以下、「施行細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び施行細則の例による。

（市長が適切であると認める者）

第3条 施行細則第2条第1項第1号に規定する市長が適切であると認める者は、以下のいずれかとする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会（以下「委員会」という。）
- (2) 市長が委員会と同等以上と認める者

（除却等の必要性に係る認定ができない旨の通知）

第4条 市長は、法第163条の56第1項の認定を受けようとするマンションが以下に該当する場合は、別記様式第1により、その旨を通知するものとする。

- (1) 同条第2項第1号、第2号又は第5号の国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めない場合
- (2) 同条同項第3号又は第4号の国土交通大臣が定める基準に該当しないと認める場合

（認定申請の取下げ）

第5条 法第163条の56第1項の規定による認定の申請をした者が、市長が当該申請を認定する前に、当該申請を取下げようとするときは、別記様式第2の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は別記様式第2により、当該申請が取下げられたことが確認できた場合、副本を前項の規定による届け出をした者に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

除却の必要性に係る認定ができない旨の通知書

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の規定に基づき申請のありました次の建築物については、横浜市マンションの再生等の円滑化に関する法律の施行に係る要綱第4条の規定に基づき、除却の必要性に係る認定ができない旨を通知します。

1. 申請年月日
2. 建築物の位置
3. 建築物の概要
4. 認定ができない理由

別記様式第2（第5条第1項関係）

除却の必要性に係る認定
取下げ届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

届出者 千 一
住 所
氏 名
電 話 ()

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の規定により、除却の必要性に係る認定の申請をしましたが、事情により当該申請を取下げますので届け出ます。

1 申請を取下げる建築物及び取下げ理由

建築物	名称	
	所在地	横浜市 区
申請を取下げる理由		